

秋田県県北地区広域汚泥資源化事業

落札者決定基準

平成28年7月

秋 田 県

目 次

1	総則	1
2	応募者選定の概要	1
	2-1 応募者選定の方法	1
	2-2 落札者決定の手順	1
3	資格審査	3
4	対話	3
5	本審査	3
	5-1 基礎審査	3
	5-2 総合評価	4

1 総則

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、秋田県（以下「本県」という。）が秋田県県北地区広域汚泥資源化事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たって、落札者を決定するための基準を示すものであり、入札説明書と一体のものである。

なお、本県は、本事業の入札に参加を希望する者（以下「応募者」という。）の選定を行うに当たり、学識経験を有する者から意見を聴取し公平な評価基準を決定するとともに、入札審査委員会において、客観的に評価を行い、落札者を決定する。

2 応募者選定の概要

2-1 応募者選定の方法

本事業を実施する民間事業者には、本施設の設計・施工及び維持管理・運営に関する技術やノウハウが求められる。従って、応募者の選定に当たっては、価格のほかに、価格以外の技術的な要素等を総合的に評価する総合評価落札方式を採用する。

なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2-2 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、図1に示すとおり、応募者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「資格審査」を実施し、資格審査の結果、参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）を対象として、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、民間の創意工夫の質の向上を図ることを目的として対話を実施する。

対話の実施及び開札後、「本審査」として、基礎審査を実施した上で総合的な評価を行い、落札者を決定する。

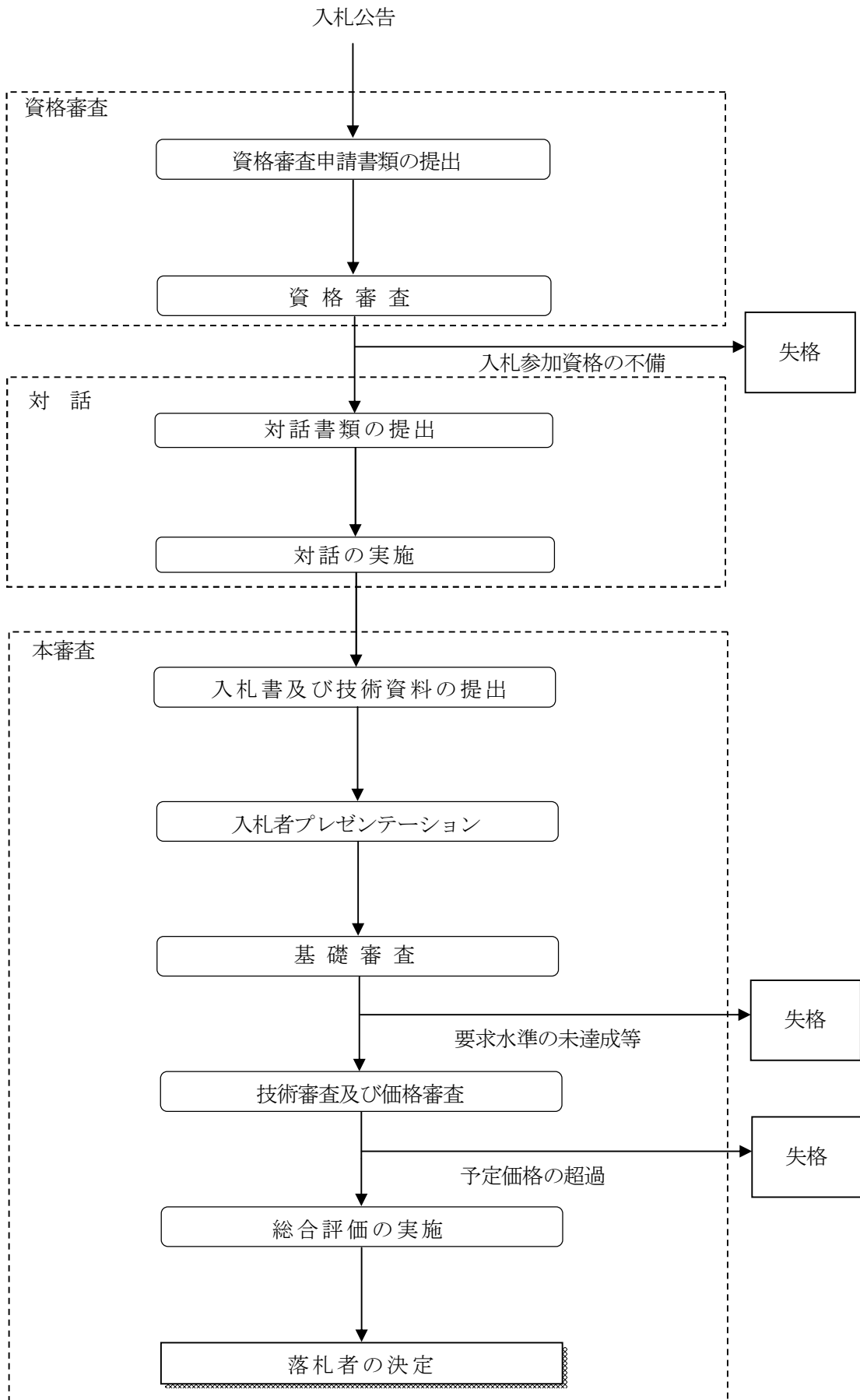


図1 落札者決定フロー

3 資格審査

応募者の参加資格要件の確認は、提出された資格審査申請書類を基に、入札説明書に示す参加資格要件を具備しているかどうかを本県において確認する。

なお、参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。

4 対話

入札参加有資格者は、本県と十分な意思疎通を図るために対話を実施すること。

対話の目的は、本県の本事業に関する意図に対する確認並びに要求水準の未達を防止するとともに、入札参加有資格者の創意工夫による技術提案内容の質の向上を図ることである。

5 本審査

5-1 基礎審査

本県は、「基礎審査」として、入札書類に記載された内容が以下に掲げる基礎的事項を満たしていることの審査を行う。

また、本県は、必要に応じて、入札者に対し当該提案の内容に関するヒアリング等を実施する場合がある。

(1) 入札書類についての審査

- ア 必要な書類がそろっているか。
- イ 入札書類全体について、様式に従った内容となっているか。
- ウ 書類間で整合しているか。

(2) 提案内容と要求水準の適合性等の審査

- ア 全ての業務について、要求水準を満たしていることが確認できる提案があるか。
- イ 全ての業務について、契約書（案）に規定する内容を遵守していることが確認できる提案があるか。

5-2 総合評価

総合評価では、技術審査及び価格審査を基に、総合評価点を算定し、入札者のうち最も高い点数の者を落札者として決定する。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上であるときは、くじにより落札者を定めるものとする（くじの日時及び場所については、別途指示する。）。

(1) 総合評価

総合評価では、技術審査結果の技術評価点と価格審査結果の価格評価点を以下に示す算定式により総合評価点を算定する。

$$\text{総合評価点 (100 点)} = \text{技術評価点 (70 点)} + \text{価格評価点 (30 点)}$$

なお、技術評価点と価格評価点の点数配分については、以下に掲げる事項を考慮し、技術評価点に重みを置き、70点としたものである。

- ▶ 県北広域汚泥処理事業は、3市3町1組合（公共下水道：5施設、流域下水道2施設、し尿処理：3施設）から発生する生活排水処理汚泥（脱水ケーキ等）を原料として、資源化物を製造し、長期間、安定的に搬出先に供給し、資源化物の利活用を図ることで循環型社会の構築に貢献することを目的としている。
- ▶ 10箇所の処理施設を対象とした汚泥資源化事業であることから、汚泥量の増減、汚泥性状のバラツキ、汚泥受入れ方法等において、クリアすべき技術的課題が多い。
- ▶ 本県は、少子高齢化の進行が著しく、今後の地域経済に対し看過できない状況下にある。従って、この地域事情の中で、資源化物の利活用先を長期間、安定的に確保することは容易なことではない。このため、事業方式として、DBO方式を採用し民間のネットワークと技術力等のノウハウに期待して事業を推進するものである。

(2) 技術審査

本事業の趣旨は、以下に掲げる3つに集約される。技術審査に当たっては、この3つの事項に関して重点的に評価を行うこととする。

① 持続可能な安定した事業

本事業は、県北地区の生活排水処理汚泥（下水、くみ取りし尿、浄化槽、農集排等）から資源化物を製造、供給し循環型社会の構築に貢献するものであり、長期間の持続可能な安定した事業が求められる。

② 環境負荷の低減

本事業は、広域汚泥資源化事業として、複数の施設を対象として、事業を展開する計画であり、広範囲の地区の環境に対し影響を与えるため、環境負荷については可能な限り低減させる必要がある。

③ 地域貢献

本県は、全都道府県の中で少子高齢化が最も進行しているため、本事業を推進するに当たっては、地域貢献について、十分に検討する必要がある。

技術審査では、以下に示す定性評価及び定量評価方法に基づき、別紙-1 に示す各評価項目について評価、採点し技術評価点を算定する。

ア 定性評価

評価項目のうち No. 9、16、21 の各モニタリングに係る 3 項目、No. 19、20 の事業情報発信及び見学者対応の 2 項目、No. 22～24 のその他の事項の 3 項目の計 8 項目については、表 1 に示す採点基準を基に、技術評価点を付与する。

また、上記以外の定性評価項目については、別紙-2 に示す評価方法によって、技術評価点を付与する。

表 1 定性評価の採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	配点×0.00

イ 定量評価

入札者の技術資料の提案数値を基に、別紙-2 に示す評価方法によって、技術評価点を付与する。

(3) 価格審査

価格審査は、入札価格が予定価格に 108 分の 100 を乗じて得た価格（以下「入札比較価格」という。）以下のものを対象として、価格評価点を算定する。入札価格が入札比較価格を超える場合には失格とする。

価格評価点は、入札価格及び入札比較価格より、以下に掲げる算定式により価格評価点を算定する。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{入札比較価格})$$

※小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位までの数値とする。

別紙-1 評価項目及び配点表

大項目	中項目	評価項目		評価方法	配点		評価内容	備考
		No	項目名		配点	配点計		
1. 持続可能な安定した事業計画に関する事項	①事業計画の確実性	1	類似施設の事業実績	定量	2.0	30.0	下水汚泥に関する乾燥設備、炭化設備の実績に関して、15トン/日以上施工実績並びに運転管理実績について評価する。	
		2	PFI/DBO事業実績	定量	2.0		下水汚泥に関する乾燥設備、炭化設備のPFI事業又はDBO事業実績に関して、15トン/日以上施工実績並びに維持管理・運営の実績について評価する。	PFI又はDBOは建設と維持管理・運営が一体となった契約のみを対象とする。
	②資源化物の利活用先の安定性	3	利活用企業数及び特別目的会社(SPC)への参画	定量	7.0		利活用企業の確保数と特別目的会社(SPC)への出資の有無について評価する。	
		4	大館処理センターから利活用先までの距離	定量	3.0		利活用先の所在地及び大館処理センターまでの距離(km)について評価する。	
	③本施設の安定性	5	搬入物の変動に関する適応性及び柔軟性	定量	6.0		要求水準書に定める搬入物の量及び性状変動幅に関して、適応できるシステムについて評価する。また、要求水準書に定める搬入物量の量及び性状変動幅を超える搬入物に関して、柔軟に適応できる提案について評価する。	
	④維持管理・運営の安定性	6	適正な修繕計画	定量	3.0		修繕計画(定期修繕、大規模修繕)に関して、適正な計画について評価する。	項目No.6.8は連動評価
		7	安定・確実性のある運転管理体制	定性	2.0		運営期間に関する運転管理体制(定常時、非常時、昼間/夜間)に関して、適正な計画について評価する。	
		8	事業期間終了後の性能維持	定性	3.0		事業期間終了時に行う事業期間終了後の性能維持に関して、適正な性能担保の方法について評価する。	項目No.6.8は連動評価
	⑤事業計画に関するモニタリング	9	経営・財務計画、維持管理・運営計画、搬入物対策に関するモニタリング計画	定性	2.0		民間事業者が行うセルフモニタリングに関して、頻度、モニタリング項目及び内容において、適正な計画について評価する。	項目No.9.16,21は連動評価
2. 環境負荷低減に関する事項	①環境基準に関する努力義務	10	排ガス基準	定量	2.0	20.0	公害防止基準に係る排ガス基準に関して、提案数値について評価する。	
		11	騒音・振動基準	定量	2.0		公害防止基準に係る騒音・振動基準に関して、提案数値について評価する。	
		12	汚水排水基準	定量	2.0		公害防止基準に係る汚水排水基準に関して、提案数値について評価する。	
	②周辺環境対策	13	大館処理センター、資源化物の搬出入経路、搬出先における臭気対策	定性	6.0		大館処理センター、資源化物搬出入車両の搬出入経路、搬出先における適正な臭気対策について評価する。	
		14	安全性、経済性、周辺環境に配慮した工事計画	定性	2.0		工事計画に関して、安全性、経済性、周辺環境に配慮した具体的な提案について評価する。	
	③地球温暖化対策	15	温室効果ガス排出量の抑制	定量	4.0		要求水準書に示す温室効果ガスの排出量を基に評価する(評価式=配点×{1-(「事業者提案値」÷「PSC事業における排出量」)}。)	
④環境負荷低減に関するモニタリング計画	16	環境基準、温室効果ガス削減に関するモニタリング計画	定性	2.0	民間事業者が行うセルフモニタリングに関して、頻度、モニタリング項目及び内容において、適正な計画について評価する。	項目No.9.16,21は連動評価		
3. 地域貢献に関する事項	①設計・施工及び維持管理・運営に関する地域貢献	17	設計・施工に関する地域貢献	定性	4.0	14.0	設計・施工に関して、地域への貢献について評価する。	
		18	維持管理・運営に関する地域貢献	定性	4.0		維持管理・運営に関して、地域への貢献について評価する。	
	②事業情報発信及び見学者対応	19	本事業の情報発信計画の妥当性	定性	2.0		本事業の取り組みに関して、実現可能で、かつ効果的な情報発信計画について評価する。	
		20	効果的な見学者対応の方策(行政/一般)	定性	2.0		本事業の取り組みに関して、実現可能で、かつ効果的な見学者対応(行政/一般)の方策について評価する。	
	③地域貢献に関するモニタリング	21	地域貢献、見学者対応に関するモニタリング計画	定性	2.0		民間事業者が行うセルフモニタリングに関して、頻度、モニタリング項目及び内容において、適正な計画について評価する。	項目No.9.16,21は連動評価
4. その他の事項	①立地条件を考慮した有効な提案	22	大館処理センターの立地条件を考慮した提案	定性	2.0	6.0	地勢、気候、地形及び流域下水道事業の運営形態等、大館処理センターの立地条件に考慮した提案について評価する。	
	②本事業の趣旨を考慮した有効な提案	23	広域汚泥処理事業の趣旨を鑑みた提案	定性	2.0		複数団体、処理場からの汚泥を受け入れる広域事業の趣旨を鑑みた有効な提案について評価する。	
	③その他の有効な提案	24	その他の有効な提案	定性	2.0		大館処理センター内の事業関連施設に関して、又は要求水準書に記載のない項目に関して有効な提案について評価する。	
				合計	70.0	注記)連動評価とは、関連がある評価項目について、配点比率(評価点/項目配点)が小さい項目の比率を、関連項目の配点に乗り補正することを指す。		

評価項目 No. 1 : 1. ①_類似施設の事業実績

類似施設の事業実績に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】
1.0	過去10年以内の下水汚泥に関する乾燥設備又は炭化設備（いずれも設備能力15トン/日以上に限る。）のいずれかの施工実績及び運転管理実績（システム全体としての年間契約に限る。）をそれぞれ1箇所ずつ有する場合。
2.0	過去10年以内の下水汚泥に関する乾燥設備又は炭化設備（いずれも設備能力15トン/日以上に限る。）のいずれかの施工実績及び運転管理実績（システム全体としての年間契約に限る。）をそれぞれ2箇所以上有する場合。

評価項目 No. 2 : 1. ①_PFI/DBO 事業実績

PFI/DBO 事業実績に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】
1.0	過去10年以内の下水汚泥に関する乾燥設備又は炭化設備（いずれも設備能力15トン/日以上に限る。）のいずれかのPFI/DBO実績を1箇所有する場合。
2.0	過去10年以内の下水汚泥に関する乾燥設備又は炭化設備（いずれも設備能力15トン/日以上に限る。）のいずれかのPFI/DBO実績を2箇所以上有する場合。

評価項目 No. 3 : 1. ②_利活用企業数及び特別目的会社（SPC）への参画

利活用企業数及び特別目的会社（SPC）への参画に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】
1.0	主たる利活用企業が構成員、第二の利活用企業が協力会社の場合。
3.0	主たる及び第二の利活用企業が構成員の場合。
5.0	主たる及び第二の利活用企業が構成員、第三の利活用企業が協力会社の場合。
7.0	主たる、第二、第三の利活用企業が全て構成員の場合。

評価項目 No. 4 : 1. ②_大館処理センターから利活用先までの距離

大館処理センターから利活用先までの距離に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】
1.0	主たる利活用先の所在地が大館処理センターから 50km ^{※1} 以内の場合。
2.0	主たる利活用先の所在地が大館処理センターから 30km ^{※1} 以内の場合。
3.0	主たる利活用先及び第二の利活用先の所在地が大館処理センターから 30km ^{※1} 以内の場合。

※1_大館処理センターからの直線距離 (km) を示す。

評価項目 No. 5 : 1. ③_搬入物の変動に関する適応性及び柔軟性

搬入物の変動に関する適応性及び柔軟性に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】
1.0	規定した搬入物(脱水ケーキ等)の量及び性状変動範囲(可燃分組成率)を超えた(規定変動範囲 ^{※1} プラスマイナス 1.5%) 搬入物に関して、適切に処理が行える具体的で有効な提案がある場合。
3.0	規定した搬入物(脱水ケーキ等)の量及び性状変動範囲(可燃分組成率)を超えた(規定変動範囲 ^{※1} プラスマイナス 5.0%) 搬入物に関して、適切に処理が行える具体的で有効な提案がある場合。
4.5	規定した搬入物(脱水ケーキ等)の量及び性状変動範囲(可燃分組成率)を超えた(規定変動範囲 ^{※1} プラスマイナス 7.5%) 搬入物に関して、適切に処理が行える具体的で有効な提案がある場合。
6.0	規定した搬入物(脱水ケーキ等)の量及び性状変動範囲(可燃分組成率)を超えた(規定変動範囲 ^{※1} プラスマイナス 10.0%) 搬入物に関して、適切に処理が行える具体的で有効な提案がある場合。

※1_要求水準書「添付資料5」及び「添付資料6」に示す脱水ケーキ量及び可燃分率の規定範囲を示す。

評価項目 No. 6 : 1. ④_適正な修繕計画

適正な修繕計画に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】
1.0	建設費(プラント機械及びプラント電気の工事費(税込み))に関して、年間修繕費割合が2.4% ^{※1} 以上の場合。
2.0	建設費(プラント機械及びプラント電気の工事費(税込み))に関して、年間修繕費割合が2.4% ^{※1} 以上の場合で、かつ維持管理・運営期間中に主要機器の大規模修繕が適正に計画されている場合。
3.0	建設費(プラント機械及びプラント電気の工事費(税込み))に関して、年間修繕費割合が2.4% ^{※1} 以上の場合で、かつ維持管理・運営期間中に土木・建築構造物及び主要機器の大規模修繕が適正に計画されている場合

※1_出典) バイオソリッド利活用基本計画策定マニュアルH16.3 (社)日本下水道協会P.92

評価項目 No. 7 : 1. ④_安定・確実性のある運転管理体制

安定・確実性のある運転管理体制に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定性】
1.0	定常時、非定常時、昼間/夜間のそれぞれの運転管理体制の安定及び確実性に関して、具体的で有効な提案が2つ以上の場合。
2.0	定常時、非定常時、昼間/夜間のそれぞれの運転管理体制の安定及び確実性に関して、具体的で有効な提案が3つ以上あり、かつ監視の二重化等が構築されている場合。

評価項目 No. 8 : 1. ④_事業期間終了後の性能維持

事業期間終了後の性能維持に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定性】
1.0	事業期間終了後の性能担保の方法に関して、具体的で有効な提案がある場合。
2.0	事業期間終了後の性能担保の方法に関して、具体的で有効な提案がある場合で、かつ事業期間終了後2年間において本施設の性能維持のための技術的援助について具体的で有効な提案が2つ以上ある場合。
3.0	事業期間終了後の性能担保の方法に関して、具体的で有効な提案がある場合で、かつ事業期間終了後5年間において、本施設の性能維持のための技術的援助について具体的で有効な提案が3つ以上ある場合。

評価項目 No. 10 : 2. ①_排ガス基準

排ガス基準に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】	
	硫黄酸化物値(K 値)	連続測定器設置及び記録できるシステム導入の有無
1.0	K=8.76 以下	無し
2.0	上記と同じ	有り

評価項目 No. 11 : 2. ①_騒音・振動基準

騒音・振動基準に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】				
	騒音値			振動値	
	昼 間	朝・夕	夜 間	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後6時まで	朝：午前6時から 午前8時まで 夕：午後6時から 午後9時まで	午後9時から翌日 の午前6時まで	午前8時から午後 7時まで	午後7時から翌日 の午前8時まで
1.0	65 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下
2.0	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下

評価項目 No. 12 : 2. ①_汚水排水基準

汚水排水基準に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定量】			
	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	窒素含有量 (T-N)	リン含有量 (T-P)
1.0	400mg/l 以下	400mg/l 以下	150mg/l 以下	20mg/l 以下
2.0	200mg/l 以下	200mg/l 以下	50mg/l 以下	10mg/l 以下

評価項目 No. 13 : 2. ②_大館処理センター、資源化物の搬出入経路、搬出先における臭気対策

大館処理センター、資源化物の搬出入経路、搬出先における臭気対策に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定性】
1.5	大館処理センター、資源化物搬出入車両の搬出経路における臭気対策に関して、それぞれの項目について具体的で有効な提案がある場合。
3.0	大館処理センター、資源化物搬出入車両の搬出経路、搬出先における臭気対策に関して、それぞれの項目について1つ以上の具体的で有効な提案がある場合。
4.5	大館処理センター、資源化物搬出入車両の搬出経路、搬出先における臭気対策に関して、それぞれの項目について2つ以上の具体的で有効な提案がある場合。
6.0	大館処理センター、資源化物搬出入車両の搬出経路、搬出先における臭気対策に関して、それぞれの項目について2つ以上の具体的で有効な提案がある場合で、かつ資源化物の臭気強度が1以下の場合。

評価項目 No. 14 : 2. ②_安全性、経済性、周辺環境に配慮した工事計画

安全性、経済性、周辺環境に配慮した工事計画に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定性】
1.0	工事計画に関して、安全性、経済性、周辺環境に配慮した具体的で有効な提案がある場合
2.0	工事計画に関して、安全性、経済性、周辺環境に配慮した具体的で有効な提案がある場合で、かつ適切な各種調査計画の立案ができており、調査結果を基に想定されるリスクヘッジができている総合的に優れる提案がある場合

評価項目 No. 15 : 2. ③_温室効果ガス排出量の抑制

要求水準書に示す温室効果ガスの排出量を基に評価する。

$$\text{評価式} = \text{配点} \times \{1 - (\text{「事業者提案値」} \div \text{「PSC 事業における排出量」}^{\ast 1})\} \text{【定量】}$$

※1_PSC (Public Sector Comparator) 事業における排出量とは、公共が自ら本事業を実施した場合における温室効果ガスの排出量を示す (1,064 t-CO₂/年間)。

※2_「事業者提案値」が「PSC 事業における排出量」を超える場合の配点は、0点とする。

評価項目 No. 17 : 3. ①_設計・施工に関する地域貢献

設計・施工に関して、地域への貢献に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定性】
1.0	設計・施工に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が1つ以上ある場合。
2.0	設計・施工に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が2つ以上ある場合。
3.0	設計・施工に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が3つ以上ある場合。
4.0	設計・施工に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が5つ以上ある場合。

評価項目 No. 18 : 3. ①_維持管理・運営に関する地域貢献

維持管理・運営に関して、地域への貢献に係る配点は、以下のとおりとする。

配点	評価内容【定性】
1.0	維持管理・運営に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が1つ以上ある場合。
2.0	維持管理・運営に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が2つ以上ある場合。
3.0	維持管理・運営に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が3つ以上ある場合。
4.0	維持管理・運営に関して、地域への貢献として、県内企業等との協力、連携等、地域活性化への貢献として具体的で有効な提案が5つ以上ある場合。